平成25年度全国国民健康保険診療施設協議会事業計画

全国国民健康保険診療施設協議会(略称「国診協」)は、国民健康保険法に基づいて設置される国民健康保険診療施設(国保直診)を会員とし、国保直診が多く立地している中山間地域・へき地・離島における保健・医療・介護・福祉の連携統合を図り、超高齢社会に対応する地域包括医療・ケア(地域包括ケアシステム)事業の推進を目的として、全国国保地域医療学会を開催する他、種々の事業を積極的に実施しているところである。

平成24年、国においては、超高齢社会、雇用基盤の変化、社会保障費の急速な増大などを背景に現役世代も含めた全ての人が、より受益を実感できる社会保障制度の再構築を目指して「社会保障・税一体改革大綱」を定め、社会保障制度改革推進法、国民健康保険法の一部を改正する法律などを制定し、市町村国保財政運営の都道府県単位化の推進、地域包括ケアシステムの構築、都道府県調整交付金割合の引き上げ等の措置を講じることとした。高齢者医療制度についても、社会保障制度改革国民会議において検討することとされたところであり、引き続き注視していく必要がある。

また、平成24年度には医療と介護の役割分担の強化と地域における連携体制の強化の推進及び地域生活を支える在宅医療等の充実等を基本的な考え方として、診療報酬・介護報酬の同時改定が行われたところである。特に「地域包括ケアシステムの基盤強化」が介護報酬改定に示されており、その改定内容の充実が待たれるところである。なお、医療資源が限られた地域(自己完結した医療を提供している地域、医療従事者の確保等が困難な地域、医療機関が少ない地域)への対応についての検討も進められており、地域包括医療・ケアの充実への要望とともに中山間地域等医療資源不足に悩む我々国保直診に対する支援を引き続き強く要望していくこととする。

このような情勢を踏まえ、国診協においては国保直診ヒューマンプランの基本理念のもと、都市部の超高齢化も視野に入れた新しい時代における国保直診の役割、機能を確立し、医師・看護師の確保等その基盤強化を図るための事業を実施することが最大の課題である。このため、国、国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会その他関係団体と緊密な連携を図りながら、次の事業を実施するものとする。

なお、国診協にとっては、本年度は、公益社団法人としてスタートして2年目の年にあたる。 改めて超高齢社会に対応する地域包括医療・ケアの充実強化と地域包括ケアシステムの構築の ため、今後とも事業の充実に努めていくものである。

1. 重点事業

(1) 組織体制の強化

国保直診の運営・事業活動の強化及び公立病院改革等へ対応するため、都道府県国保直診開設者(市町村長)協議会活動の充実と連携強化、都道府県協議会並びにブロック組織の活動強化を図るとともに会員相互及び会員と国診協との連携、情報交換を密接にする等により組織の強化、活性化を図る。

- (2) 地域包括医療・ケアの推進
 - ① 国保直診を拠点とする地域包括医療・ケアの普及推進に資するため、地域の関係機関との連携を密にしつつ、国保直診及び国保総合保健施設等による特定健診・特定保健指導等を中心とする保健事業、介護・福祉事業への取り組みを強化する。
 - ② 地域包括医療・ケアを実践する施設及び医師、歯科医師並びにその他の専門職員(保健、 医療、介護及び福祉業務に従事する専門職種職員)を対象とする地域包括医療・ケア認 定制度の普及を図る。
 - ③ 地域包括医療・ケアの一層の実践向上のためには、厚生労働省「専門医の在り方に関する検討会・中間まとめ(平成24年8月)」において議論されている「総合診療医」について、国診協として、その必要性・実現に向けて引き続き提言等の対応をしていく。必要に応じて、全国自治体病院協議会と連携して、国へ要望書を提出する。
 - ④ 地域包括ケアシステムの構築のためには、行政や住民との連携が必要で、そのために、 国診協の開設者委員会との連携を密にする。
- (3) 医療制度改革への適切な対応 医療保険者による特定健診・特定保健指導を適切に実施していく。
- (4) 公立病院改革への対応

医師・看護師不足が続く中ではあるが、平成20年度に総務省へ提出された「公立病院改革プラン」における会員施設の実施状況及び課題を把握し、適切な対応を行う。

また、平成26年度から適用される「新地方公営企業会計」に関して、関係機関と連携を 図りながら研修等の対応策を実施する。

(5) 医師・歯科医師臨床研修制度への適切な対応

医師・歯科医師臨床研修制度において、国保直診が研修施設として地域包括医療・ケアを実践できる医師・歯科医師の養成に積極的に参画するよう、「地域医療」に関する指導 医の養成等支援活動を充実する。必要に応じて、国へ要望書を提出する。

(6) 会員施設における経営合理化、安定化の推進

会員施設におけるレセプト電算処理システム等による事務の効率化及び医師等の人材確保を推進するため、国保特別調整交付金等の活用など会員施設の経営の安定化を図る。

(7) 全国学会、研究、研修事業の充実

全国国保地域医療学会を開催するほか、各種研究、研修事業を充実する。

(8) 国保直診に関する広報の充実及び会員拡大対策の実施

国保補助金制度の解説冊子作成、国保直診への移行手続きマニュアル作成、地域包括医療・ケア認定制度の周知並びに「総合診療医」に関しては、「専門医の在り方に関する検討会」の結論が出るのを待って会員に周知する等、広報の充実強化を図る。

また、国保直診への未加入状況等を把握するなど、加入勧奨の促進を図る。

(9) 国保直診データベースの構築

国保直診活動の情報発信ツールとして、国保直診の普及推進等に活用する。

2. 諸会議の開催

- (1) 総会、理事会、監事会の開催
- (2) 正副会長会議、常務理事会、各委員会・部会の開催
- (3) 都道府県国保直診開設者協議会会長会議の開催
- (4) 都道府県協議会会長・協議会設置都道府県国保連合会事務局長合同会議の開催

3. 主要事業

- (1) 学会・研修会・研究会の開催
 - ① 第53回全国国保地域医療学会(島根県・鳥取県共同開催)
 - 開催期日 平成25年10月4日(金)~5日(土)
 - 開 催 地 島根県松江市「島根県民会館・サンラポーむらくも」
 - メインテーマ 「医療発祥の地から日本を動かそう」~地域包括医療・ケアを全国の都市へ~
 - ② 第27回地域医療現地研究会
 - 開催期日 平成25年7月5日(金)~6日(土)
 - 開催地 北海道帯広市・鹿追町・本別町
 - メインテーマ 「北の大地における地域包括医療・ケアの推進」 ~国保診療施設の役割を考える~
 - ③ 地域包括医療・ケア研修会
 - 開催期日 平成26年1月24日(金)~25日(土)(予定)
 - 〇 開 催 地 東京都
 - ④ 国保直診口腔保健研修会
 - 開催期日 平成25年10月3日(木)
 - 開 催 地 島根県松江市
 - ⑤ 海外保健·医療·介護·福祉視察研修
 - 視察期日 平成25年5月25·26日~6月1·2日(予定)
 - 視 察 先 スウェーデン

- ⑥ 医師臨床研修指導医養成講習会
 - 開催期日 平成25年7月~平成26年3月(年8回程度)
- (7) 新地方公営企業会計制度に関する研修会(仮称)
 - 開催期日 (未定)
- (2) 調査研究事業
 - ① 地域包括ケアシステムの確立とその普及推進及び国保直診の役割に関する調査研究事業
 - ② 長寿福祉社会の推進、高齢者健康増進等に関する調査研究事業
- (3) 地域包括医療・ケア認定事業

地域包括医療・ケア活動を実践している施設及び地域包括医療・ケア活動に従事する医師、歯科医師並びにその他の専門職員(保健、医療、介護及び福祉業務に従事する専門職種職員)の認定制度の充実を図り、地域包括医療・ケアの推進を行う。

- (4) 関係団体と共同して医師等斡旋事業の実施及び各種広報媒体の活用等による医師確保対 策事業の充実
- (5) 都道府県で開催される国保地域医療学会への支援
- (6) 都道府県国保直診開設者協議会に対する支援
- (7) 都道府県協議会及びブロック協議会の活動に対する支援
- (8) 会長表彰 (地域包括ケアシステム推進功績者表彰及び第52回全国国保地域医療学会優秀研究表彰)
- (9) 広報
 - ① 季刊「地域医療」誌の発行並びに内容の充実及び読者層の拡大
 - ② 増刊「地域医療(第52回全国国保地域医療学会特集)」の発行
 - ③ 国診協ホームページの充実と活用
 - (4) 保健医療福祉に関する国の動向等情報の早期提供